



矢掛町不妊治療助成事業についてのご案内



矢掛町では、不妊症の治療を受けられているご夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精について、その治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

1 対象は、以下の条件全てにあてはまる方です。

○法律上のご夫婦で、ご夫婦いずれか一方が申請日現在矢掛町内に1年以上住所のある方

○第1・2子を対象として不妊治療を実施した方

○町税及び町に納入すべき納付金の滞納がない方

○ご夫婦の前年の所得(1月から5月までは前々年の所得)の合計額が730万円未満の方

※所得の計算は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条の規定を準用します。

○国民健康保険等の医療保険に加入している方

○岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の決定を受けた方

2 助成内容

治療費等の2分の1以内の額(1000円未満切り捨て)で、1回あたり20万円を限度とする。ただし、対象となる治療の内、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止」については、1回あたり10万円を限度とする。なお、岡山県不妊治療支援事業により助成を受ける場合は、県の助成額との合計額が、治療額を超えないものとする。

第1・2子に限らず、最大6回とする。

3 岡山県が指定する医療機関

国の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、医療機関が所在する都道府県、政令指定都市又は中核市の長が指定した医療機関

※県内の指定医療機関は次ページをご覧ください。

4 申請方法

下記の申請受付先に、治療費の支払いが終了した年度内に申請に必要な書類を提出してください。

5 申請に必要な書類

○不妊治療支援事業助成金支給申請書(様式第1号)

○不妊治療支援事業受診証明書(様式第2号)・・・指定医療機関による証明です

○医療機関の発行する領収書

○戸籍上の夫婦であることの証明ができる書類(戸籍謄本 住民基本台帳で確認できる場合は省略可)

○夫婦の所得を証明する書類(所得証明書等)

○医療保険に加入していることがわかるもの(保険証等のコピー、夫婦分)

○岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業決定通知書の写し

申請受付・お問い合わせ先

矢掛町保健福祉課

電話

(0866) 82-1013

有線

9630

岡山県における指定医療機関一覧(2018 年 4 月 1 日時点)

指定医療機関名	〒	所在地	電話番号
(医)岡南産婦人科医院	702-8043	岡山市南区平福 2-6-43	(086)264-3366
三宅医院	701-0204	岡山市南区大福 369-8	(086)282-5100
(医)社団岡山二人クリニック	701-1152	岡山市北区津高 285-1	(086)256-7717
(医)社団明和会ペリネイト母と子の病院	703-8263	岡山市中区倉益 203-1	(086)276-8811
名越産婦人科	701-0153	岡山市北区庭瀬 231-2	(086)293-0553
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町 2-5-1	(086)223-7151
倉敷成人病クリニック	710-8522	倉敷市白楽町 250-1	(086)422-2111
倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和1-1-1	(086)422-0210
(財)赤堀病院	708-0051	津山市椿高下 33	(0868)24-1212

別表(第3条の2関係) 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治 療 内 容	採 卵 ま で			採 卵	採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚 移 植						(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認	助成対象範囲
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	新鮮胚移植				胚凍結	凍結胚移植						
								胚移植	黄体期補充療法	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与 胚移植 黄体期補充療法				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日			1日	10日	1日	
A新鮮胚移植を実施														
B凍結胚移植を実施※														
C以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
D体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
E受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
F採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止														
G卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止														
H採卵準備中、体調不良等により治療中止														

※B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。